掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市介護保険条例施行規則(平成17年掛川市規則第90号)の一部を次のように改正する。

第29条の4第2項中「第115条の72第1項」を「第140条の72第1項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項第1号中「無料」を「1回につき500円」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

(3) 第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。)のうち 保健医療に関する専門的な知識を有する者が提供するものに係る利用料の額 1回につき500 円

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

